

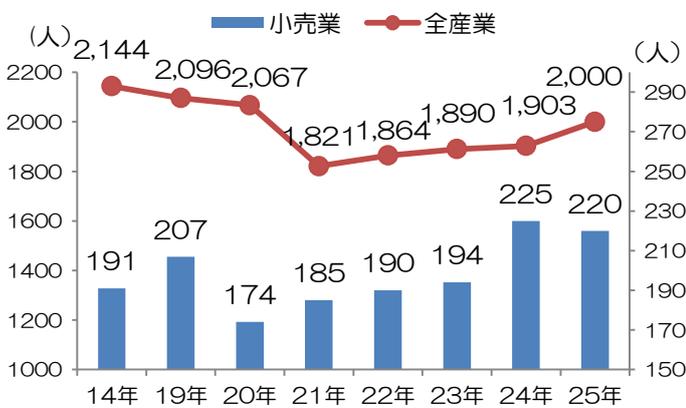
危険有害性の「見える化」を進め、 みんなで目指そう信州一の安心・健康職場

～ 信州・危険の「見える化」推進運動実施中 ～



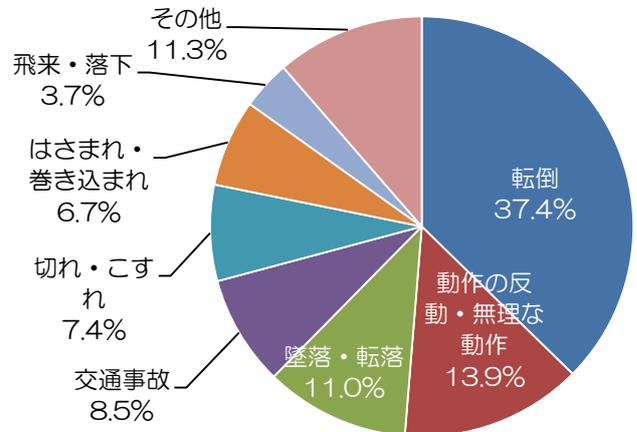
小売業で働く人のうち、毎年およそ200人が労働災害にあっていきます。しかも、その数は年々増加しています。死傷者の多くは、バックヤードや通路等での「転倒」、商品の取扱中の腰痛等（「動作の反動・無理な動作」）、階段や脚立からの「墜落・転落」等により被災しています。特に、転倒災害は、全産業の約17%が小売業で発生しています。

■死傷者数(休業4日以上)の推移



労働者死傷病報告(休業4日以上、長野労働局管内)

■事故の型別労働災害発生状況(小売業)



労働者死傷病報告(休業4日以上、平成21年～平成25年、長野労働局管内)

いま対策を!



基本は4S・・・「整理」「整頓」「清掃」「清潔」
「必要な物が、必要な時に、必要な場所に、必要な数(量)だけ」

転倒災害、転落災害防止

1. 床面、通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造にしましょう。
2. 床の水たまりや氷等は放置せず、すぐに取り除きましょう。
3. 履物は、滑りにくく、安定したものを着用しましょう。
4. 階段には、滑り止めや手すりを設けましょう。
5. 通路、階段、出入口に物を放置しないようにしましょう。
6. 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底しましょう。
7. 踏台、はしご、脚立は、安定した場所で、正しい使用方法で用いましょう。
8. 椅子を踏台代わりに用いないようにしましょう。
9. 倉庫などの高所の床の端には、周囲に手すりや柵を設けましょう。
10. ポケットに手を入れたまま、歩いたり走ったりしないようにしましょう(ポケ手禁止)。



腰痛の予防

1. 重い商品は、腰を落として、膝・足の力で持ち上げるようにしましょう。
2. 低い商品棚の整理の際には、膝をつくようにしましょう(しゃがみ込まない)。
3. 商品棚への商品の陳列の際には、背筋を伸ばして作業しましょう(猫背にならない)。
4. 陳列棚と同じ高さの台車を準備し、荷物移動の負荷を軽減しましょう。
5. 台車から商品棚に商品を移す際には、安定した姿勢で、棚に並行して行いましょう(振り向き作業はしない)。
6. 作業を始める前に、腰痛予防体操を行いましょう。



小売業の基本的な安全衛生管理

小売業で必要な安全衛生管理体制（別表）

- 各種管理者等を選任しましょう。
 - (1)安全管理者：労働者数50人以上の各種商品小売業等
 - (2)衛生管理者：労働者数50人以上
 - (3)産業医：労働者数50人以上
 - (4)安全衛生推進者：労働者数10人～49人の各種商品小売業等
 - (5)安全推進者：労働者数10人以上のその他の小売業（※「安全推進者の配置等に係るガイドライン」による）
 - (6)衛生推進者：労働者数10人～49人のその他の小売業
- 労働者の意見を聴くための委員会等を設置しましょう。
 - (1)安全・衛生委員会：労働者数100人以上の各種商品小売業等
 - (2)衛生委員会：労働者数50人以上
 - (3)安全・衛生委員会等の記録の保存、議事内容の労働者への周知

小売業での具体的な安全衛生対策の取組

- (1)職場で発生する可能性のある災害の芽（リスク）を見つけ、必要な対策を講じましょう。
- (2)職場の4S（整理、整頓、清掃、清潔）を徹底しましょう。
- (3)危険予知（KY）活動やヒヤリ・ハット活動などにより、労働者の危険感受性を高めましょう。
- (4)転倒災害を防止するため、バックヤード等の作業場、階段、通路等は、滑りにくい材質のものに改善し、手すりを取り付けましょう。
- (5)履物は滑りにくく、安定したものを使用しましょう。
- (6)スライサー等の食品加工用機械の安全基準を守りましょう（平成25年10月1日から規則が改正されました）。
- (7)腰痛予防のため、無理な姿勢で商品の陳列等を行わないようにしましょう（「腰痛予防指針」参照）。

事業場規模別安全衛生管理体制

業種 規模 (労働者数)	各種商品小売業（百貨店、総合スーパー等）、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業	その他の小売業（食品スーパー、専門店等）
100人～		
50～99人		
10～49人		
1～9人	管理者の選任義務はありませんが、店舗の安全衛生活動を推進するため選任に努めましょう。	

※ 常時10人以上の労働者を使用する事業場では、安全推進者を選任しましょう。（平成26年3月に「安全推進者の配置等に係るガイドライン」が策定されました。）

健康診断の実施と健康管理

- (1)常時使用する労働者に対しては、雇入れ時及びその後1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行いましょう。深夜業などに従事させる労働者に対しては、6か月以内ごとに1回、定期的に健康診断を行いましょう。
- (2)健康診断の結果は、本人に通知するとともに、有所見者に対しては、産業医等から意見を聴き、就業上の措置を決定しましょう。
- (3)要精密検査、要治療等と診断された労働者に対しては、医療機関での受診を勧奨しましょう。
- (4)労働者は、日頃から運動するよう心がけ、健康の保持増進に努めましょう。

詳しい内容については、次のパンフレットをご覧ください（長野労働局ホームページからダウンロードできます。）。

- ◆ 「安全な店舗づくりの進め方 ～4S活動で転倒・転落災害を防ぎましょう～」
- ◆ 「小売業における労働災害防止のために～転倒、転落災害および荷による災害を防ぎましょう～」
- ◆ 「労働災害防止のために～安全と健康の確保は事業者の責務です～（小規模事業場向けのリスクアセスメントの実施方法を含む）」
- ◆ 「小売業における労働災害防止のポイント」 ～安全で安心な職場をつくるために～
- ◆ 「労働安全衛生法施行令第2条第3号の業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」

